

〔九州電力管内における発電機連系制約マップ(110kV以下の系統への連系)〕

太陽光発電などの申込みの急増に伴い、当社管内(特に九州中部、南部)において、送電線、系統用変圧器、及び配電用変圧器の増強が必要な地域が広範囲にわたり発生しております。発電機を連系するにあたり、容量面で制約が発生する地域は以下のとおりです。

- 送電線への連系(66kV、110kV)に制約のある地域(a、b)を ● で図示しております。
 - a. 送電線または220kV系統用変圧器の接続可能量がゼロであり、送電線増強工事等の対策^(注1)が必要となる地域
 - b. 送電線または220kV系統用変圧器の接続可能量が1万kW未満の地域であり、今後、送電線増強工事等の対策^(注1)が必要となる可能性がある地域

(注1) 制約が発生する送電線に連系する場合、送電線、220kV系統用変圧器の増強工事、若しくは発電機の出力抑制等の対策が必要となります。

- 配電線への連系^(注2)(6kV、22kV)に制約のある地域(c、d)を ● で図示しております。
 - c. 変電所または発電所の110kV以下配電用変圧器の接続可能量がゼロであり、変圧器増強工事等の対策が必要となる地域
 - d. 変電所または発電所の110kV以下配電用変圧器の接続可能量が少なくなっており、今後、変圧器増強工事等の対策が必要となる可能性がある地域

(注2) 配電線へ連系する場合、上記以外に配電線の容量面で制約が生じることがあります。

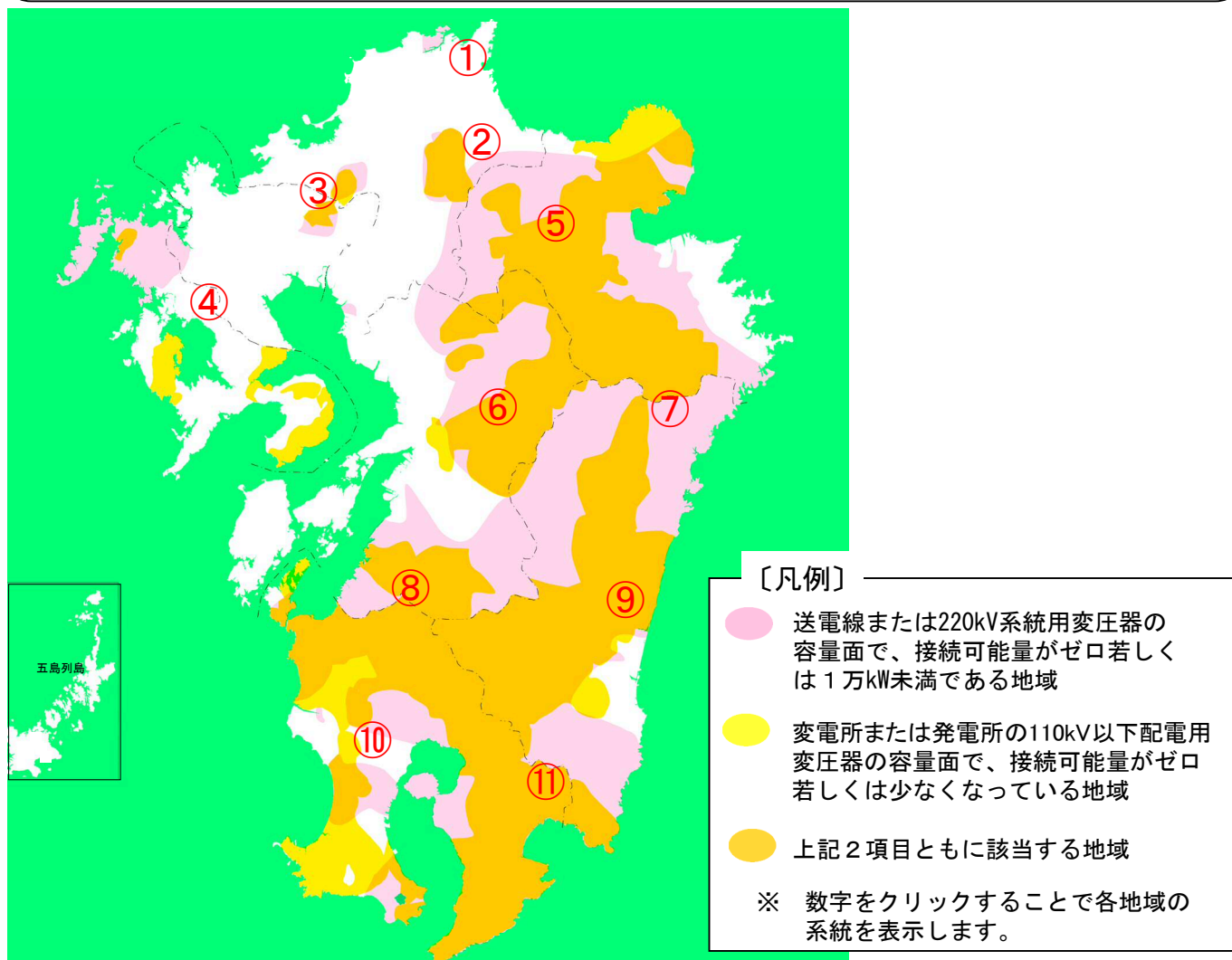
- 上記2項目ともに該当する地域^(注3)を ● で図示しております。

(注3) 配電線へ連系(6kV、22kV)する場合でも、送電線または220kV系統用変圧器の容量面で制約が生じることがあります。

なお、a～dにおける、送電線及び変圧器の増強工事費用は、再エネ事業者さまのご負担となります。

※電力系統の利用状況は、発電機の連系申込状況や、需要の増減等により、刻々と変化しております。したがって、上記以外の地域を含め、連系制約が発生しないことを保証するものではありません。

※なお、容量面以外(電圧変動等)の要因により制約が発生する可能性がありますので、系統連系の前に、別途、接続検討による詳細検討(有料)が必要です。



(注) 離島については個別にお問い合わせをお願いします